

松 財 固 第 829 号
令和元年 10 月 1 日

各 位

松戸市長 本郷谷 健次
(公 印 省 略)

平成 31 年度固定資産税及び都市計画税の納期限の延長について

平素は、税務行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和元年台風 15 号により、甚大な被害を受けている地域の皆様におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

さて、本市では、「令和元年台風 15 号における市税に関する申告期限等の延長について」（令和元年 10 月 1 日付 松戸市告示第 156 号）の措置を講じ、固定資産税及び都市計画税の納期限を延長することとしました。

納期限につきましては決定次第、改めてお知らせいたします。

なお、口座振替をご利用の方は口座振替を停止させていただきます。延長前の口座振替をご希望される方は、お手元の納税通知書に記載されている期限どおり、口座振替を実施いたしますので、令和元年 11 月 15 日までに下記連絡先までご連絡ください。

記

1. 対象となる方

令和元年 9 月 9 日において、指定地域内〈別紙〉に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する方

2. 「平成 31 年 4 月 1 日付けをもって送付いたしました納税通知書」について

コンビニエンスストアでの納付をご希望の方は、記載されている納期限（第 3 期、第 4 期とも）までにご納付ください。銀行にて納付される方は延長後も、ご利用いただけます。

一刻も早い復旧、復興を心からお祈り申し上げます。

〈問合せ先〉

課税の内容又は延長後の納期限について

松戸市 財務部 固定資産税課 電話 047-366-7323 (直通)

納付及び口座振替について

松戸市 財務部 収納課 電話 047-366-7325 (直通)

(別紙)

指定地域

千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、千葉市若葉区、千葉市緑区
銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、
市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、
富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、
印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町
山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、
長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町
夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町